

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第41号

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の5第7項第2号中「、条例第8条の4第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第8条の6中「、前条第6項第3号から第5号まで並びに第7項各号」を「並びに前条第6項第3号から第5号まで」に改める。

第14条第1項の表第13号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）を行うこと」を「を行うこと、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものの参加をすること」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。